

令和3年5月14日

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市長 三好 昇

北海道緊急事態宣言の発出に伴う教育・保育施設 における家庭保育の協力依頼について

日頃から教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、北海道に緊急事態宣言が発出されることを踏まえ、令和3年5月16日(日)以降の教育・保育施設の対応について、下記のとおりといたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

教育・保育施設での感染拡大リスクを回避するためにも、ご理解ほどお願いいたします。

記

1 家庭保育のお願い

北海道に緊急事態宣言が発令されている間(5月16日から5月31日まで)、家庭保育が可能な家庭においては、家庭保育の協力をお願いいたします。※あくまでも協力可能な範囲内でのお願いとなります。

※なお、幼稚園、認定子ども園(教育認定)については、各園での判断となりますので、ご確認をお願いします。

2 保育料について(0～2歳児クラス)

家庭保育の協力を依頼している期間(5月16日から5月31日まで)については、登園しなかった場合の保育料は日割り減額の対象とします。(保護者の方の手続きは不要です。)

3 感染拡大防止策について

- (1) ご家庭でのお子さんの体調管理に留意願います。
- (2) 在園している教育・保育施設との感染に関する情報共有の徹底をお願いいたします。

4 感染者等への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症であり、感染経路不明の患者も増えています。関係者に対して偏見や差別が生じないように配慮をお願いいたします。

※ 北海道の緊急事態宣言の期間が延長となった場合は、本通知の取り扱いを継続します。

お問合せ先 江別市健康福祉部 子育て支援室子ども育成課 電話：011-381-1030(直通)
--